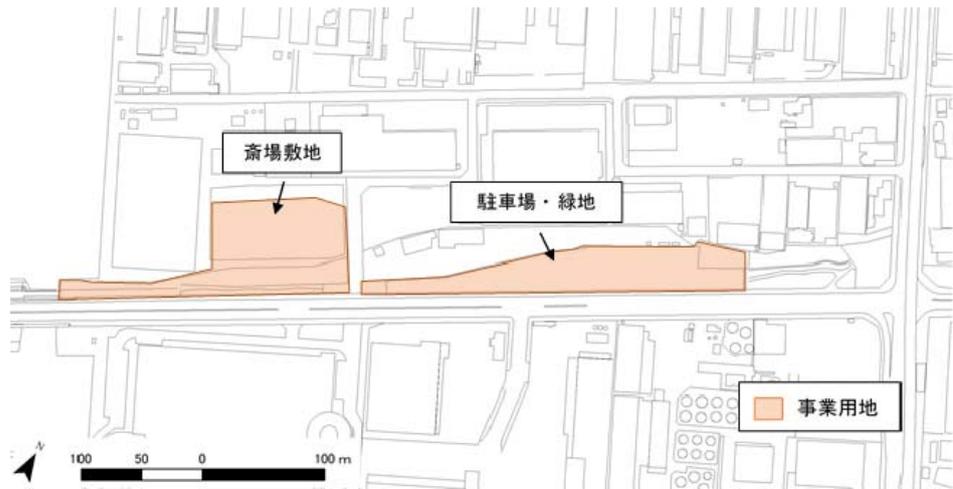


(様式2)

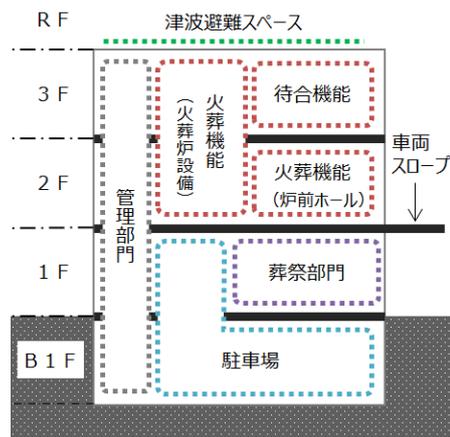
公共事業事前評価調書

事業概要	事業名	【健福－1】 東部方面斎場（仮称） 整備事業						
	場所 (所在地)	横浜市鶴見区大黒町 18-18 ほか						
	事業目的	将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、東部方面斎場（仮称）の整備を行います。						
	事業内容	<p>【事業用地面積】 約 20,000 m<sup>2</sup> うち、斎場敷地面積約 11,000 m<sup>2</sup></p> <p>【整備諸室等（想定）】</p> <table border="1"> <tr> <td>規模等の概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 約 20,000 m<sup>2</sup></li> <li>地上3階地下1階</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>火葬炉設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>16 炉（内予備1 炉）</li> <li>1 炉に対し1 排気系統</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>整備諸室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉前ホール（告別、収骨室兼ねる）16 室</li> <li>霊安室（ご遺体を約 10 体お預かり）</li> <li>待合室 16 室（40 人用）、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース</li> <li>葬儀式場 2～3 室（約 50 席）</li> <li>事務室、駐車場等</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>【位置図】</p> <p>①広域</p>	規模等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 約 20,000 m<sup>2</sup></li> <li>地上3階地下1階</li> </ul>	火葬炉設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>16 炉（内予備1 炉）</li> <li>1 炉に対し1 排気系統</li> </ul>	整備諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>炉前ホール（告別、収骨室兼ねる）16 室</li> <li>霊安室（ご遺体を約 10 体お預かり）</li> <li>待合室 16 室（40 人用）、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース</li> <li>葬儀式場 2～3 室（約 50 席）</li> <li>事務室、駐車場等</li> </ul>
	規模等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 約 20,000 m<sup>2</sup></li> <li>地上3階地下1階</li> </ul>						
火葬炉設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>16 炉（内予備1 炉）</li> <li>1 炉に対し1 排気系統</li> </ul>							
整備諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>炉前ホール（告別、収骨室兼ねる）16 室</li> <li>霊安室（ご遺体を約 10 体お預かり）</li> <li>待合室 16 室（40 人用）、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース</li> <li>葬儀式場 2～3 室（約 50 席）</li> <li>事務室、駐車場等</li> </ul>							

②事業用地周辺



【斎場の断面イメージ（想定）】



事業  
スケジュール

令和2年度 基本設計、地質調査、火葬炉仕様検討  
 令和3年度 基本設計、実施設計、経営許可手続き  
 令和4年度 実施設計、土木工事、経営許可手続き  
 令和5～7年度 建築工事、火葬炉設備工事、竣工  
 令和7年度 供用開始

※スケジュールは現在の想定であり、事業の進捗状況等により変わることがあります。

総事業費	約 180 億円	
	※今後の精査により変更になる可能性があります。	
	項目	金額(税込)
	設計・監理費	約 5 億円
		備考
工事費	約 168 億円	・全額市費 ・調査等の委託費も含む
用地費	約 6 億円	・全額市費 ・本体工事約 161 億円 ・土木工事約 7 億円
		「資産活用推進基金」からの有償所管換

事業の 必要性	<p><b>1 必要性・優先度 別紙 1</b></p> <p>本市では、今後ますます少子高齢化が進展し、令和7年に高齢化率は26%に達すると見込まれています。</p> <p>また、横浜市内の死亡者数は毎年増加傾向となっており、令和47年には5万人を超えると推計されています。</p> <p>死亡者数の増加に伴い、火葬需要も増え続けていくことが予想されます。</p>																							
	<p><b>【参考1】死亡者数</b></p> <p>①推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31 (R1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者数(人)</td> <td>30,733</td> <td>31,833</td> <td>32,684</td> <td>33,487</td> <td>33,594</td> </tr> </tbody> </table>	年	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	死亡者数(人)	30,733	31,833	32,684	33,487	33,594											
	年	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)																		
	死亡者数(人)	30,733	31,833	32,684	33,487	33,594																		
<p>②今後の推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>R7</th> <th>R17</th> <th>R27</th> <th>R37</th> <th>R47</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者数(人)</td> <td>39,981</td> <td>45,597</td> <td>46,643</td> <td>47,689</td> <td>50,004</td> </tr> </tbody> </table>	年	R7	R17	R27	R37	R47	死亡者数(人)	39,981	45,597	46,643	47,689	50,004												
年	R7	R17	R27	R37	R47																			
死亡者数(人)	39,981	45,597	46,643	47,689	50,004																			
<p>(単位：万人)</p> <p>横浜市の死亡者数推計</p> <table border="1"> <caption>横浜市の死亡者数推計 (単位：万人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>死亡者数(万人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成27年</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>令和7年</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>令和12年</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>令和17年</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>令和22年</td><td>4.7</td></tr> <tr><td>令和27年</td><td>4.7</td></tr> <tr><td>令和32年</td><td>4.7</td></tr> <tr><td>令和37年</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>令和42年</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>令和47年</td><td>5.0</td></tr> </tbody> </table> <p>令和47年には5万人を超える見込み</p>	年	死亡者数(万人)	平成27年	3.1	令和2年	3.5	令和7年	4.0	令和12年	4.3	令和17年	4.6	令和22年	4.7	令和27年	4.7	令和32年	4.7	令和37年	4.8	令和42年	5.0	令和47年	5.0
年	死亡者数(万人)																							
平成27年	3.1																							
令和2年	3.5																							
令和7年	4.0																							
令和12年	4.3																							
令和17年	4.6																							
令和22年	4.7																							
令和27年	4.7																							
令和32年	4.7																							
令和37年	4.8																							
令和42年	5.0																							
令和47年	5.0																							

現在、本市の斎場は市営4斎場、民営1斎場で運営しています。これまでも火葬枠を増やすため、市営斎場の運用面で様々な工夫をしてきましたが、それだけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは難しい状況となっています。

### 【参考 2】火葬需要と火葬能力

統計上、年間で死亡者数が最も多くなる1月の死亡者数推計(=火葬需要)と、既存の市営斎場の火葬可能件数(=火葬能力)

#### ①実績

年度	H28	H29	H30
火葬需要 a	3,300	3,600	3,590
火葬能力 b	3,294	3,456	3,564
差引 (b-a)	▲ 6	▲ 144	▲ 26

#### ②今後の推計

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
火葬需要 a	3,857	3,949	4,040	4,129	4,215	4,298	4,377
火葬能力 b	3,618	3,618	3,618	3,618	3,618	3,618	3,618
差引 (b-a)	▲ 239	▲ 331	▲ 422	▲ 511	▲ 597	▲ 680	▲ 759

また、平成 30 年度の火葬待ち日数は 4.46 日となり、火葬件数の増加に伴い、年々長くなっています。

なお、昼前後の時間帯は、火葬を希望されるご遺族が多いため、その時間帯については、火葬待ち日数が平均日数より長くなる傾向にあります。

### 【参考 3】火葬待ち日数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
火葬待ち日数	3.71	3.88	4.01	4.28	4.46

※法律の規定により死亡後 24 時間以内は火葬ができないため、死亡日の翌日から起算

今後も増え続ける火葬需要への対応は喫緊の課題であり、新たな斎場を整備する必要があります。

## 2 上位計画における位置づけ

(1) 横浜市中期4か年計画 2018～2021(平成 30 年 10 月) **別紙2**

新たな斎場の整備については、政策 17「地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進」の主な施策(事業)に位置付けられています。

(2)横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プラン(令和2年1月) **別紙3**

地域別の方針(臨海部)の中で、広域的課題への対応として大黒町において東部方面斎場(仮称)を整備し、増え続ける火葬需要に対応することとしています。

**3 既存市営斎場の活用 別紙1**

既存の市営斎場には、建設時の経緯や現在の周辺状況など、各斎場が置かれている様々な事情があります。

また、市営斎場を増築するには、斎場を運営しながらの工事になることから、騒音や振動に配慮が必要のため、工事期間が長くなることを見込まれます。

そのため、喫緊の課題である火葬需要の増加に対応するためには、新たな斎場を整備する必要があると考えました。

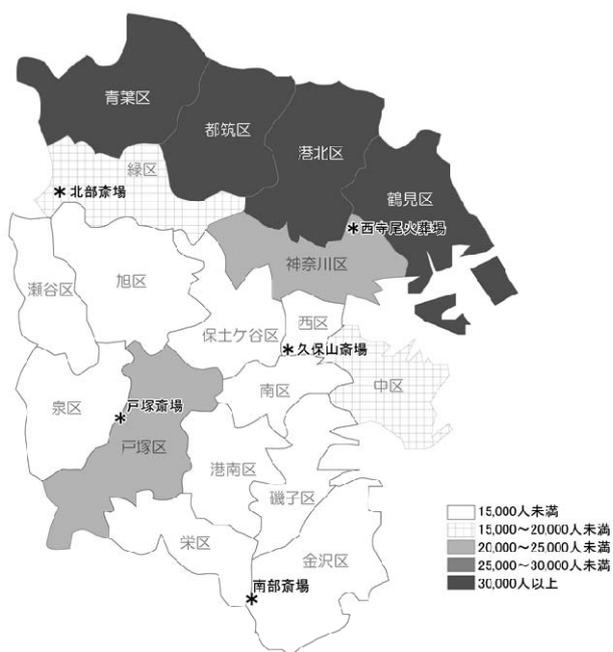
なお、既存市営斎場の運営面では、これまで、全ての火葬枠を市民優先として早めに予約できるようにしたほか、従来、休場していた日も利用できる斎場を増やし、火葬枠を拡大するなど、様々な工夫を行ってきましたが、それだけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは難しい状況です。

**4 東部方面における新たな斎場の必要性・用地の選定**

(1)高齢者人口の増加

横浜市将来人口推計において、区別の高齢者人口の増加数推計値は、高齢化の進展に伴い、全ての区で増加する見込みですが、特に、北部及び東部方面で高齢者人口の増加が著しい見込みです。

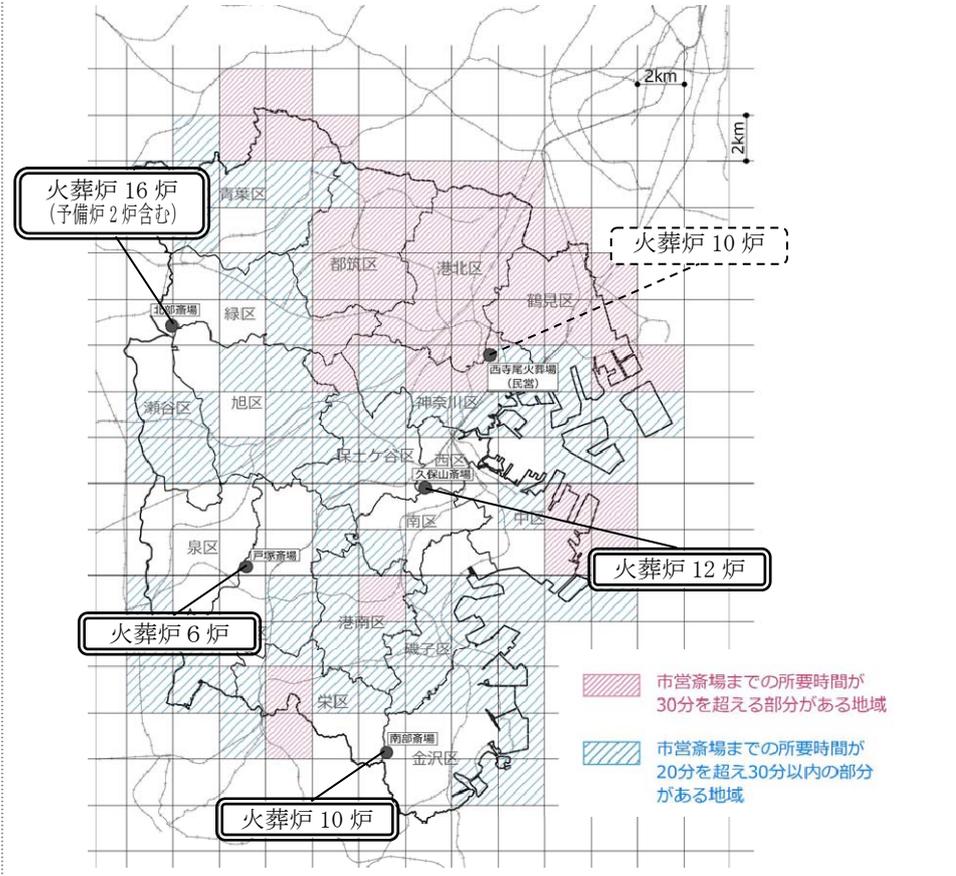
**【参考4】 高齢者人口の増加数 (平成27年から令和22年までの増加数)**



## (2) 東部方面における市営斎場の利便性向上

市内の各地域から最寄りの市営斎場への所要時間が 30 分を超える地域は、市内の東部及び北部方面に集中しています。

### 【参考 5】各市営斎場までの所要時間



## (3) 災害時の被害リスクの分散化

方面別に市営斎場を整備することで、災害時の被害リスクが分散され、災害時の火葬需要にも対応できます。

## (4) まとめ

北部方面には、市営北部斎場がありますが、東部方面には市営斎場がありません。

これらの状況を総合的に勘案し、喫緊の課題である火葬需要の増加に対応するためには、新たな斎場を整備する地域としては、市内の東部方面が最も適切であると考えました。

東部方面での具体的な事業用地の選定に当たっては、「敷地条件」「災害リスク」「周辺環境」及び「利用計画」の視点から適性を確認し、この場所を事業用地として選定しました(別紙1)。

なお、事業用地のうち東側部分(約 9,000 m<sup>2</sup>)については、周辺交通に与える影響を軽減するため斎場利用者用の臨時駐車場を設け、残りの部分には、周辺の土地利用計画を踏まえ、既存公園との連続性を考慮した緑地の整備を行います(別紙4)。

## 5 公的関与の必要性

### (1) 経営主体

「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」において、火葬場(斎場)の経営主体は「地方公共団体、宗教法人、公益法人」に限定されています。

斎場の公共性、公益性に鑑み、市民生活にとって必要な施設として、将来にわたる火葬の安定供給を確保するためには、本市の責任で火葬を提供できる体制が必要であると考えています。

### (2) 運営主体

東部方面斎場(仮称)の運営については、「指定管理者制度」の導入を基本に検討を行っていきます。

### (3) 整備手法 別紙5

公共発注方式とPFI方式について、「増え続ける火葬需要への対応」「財政負担」及び「市内経済の活性化」の3つの視点から比較検討を行いました。

#### ア 増え続ける火葬需要への対応

公共発注方式では、設計の初期段階から市民等と対話しながら設計作業等を進めることが可能です。また、その後も工事など様々な段階で、要望や計画変更に対し柔軟な対応が可能であり、目標の令和7年度中の供用開始に向けて着実に整備を進められます。

#### イ 財政負担

公共発注方式でも市債を活用した一定程度の支出の平準化が可能ですが、PFI方式の場合は、コスト低減及び支出の平準化のメリットが認められます。

#### ウ 市内経済の活性化

公共発注方式の方が、市内企業の参入機会を確実に担保できるメリットがあります。

以上の点を総合的に判断した結果、公共発注方式の方が今回採用すべき手法であると考えました。

<p>事業の効果 (費用便益分析等)</p>	<p>火葬需要と市営斎場の火葬能力の推移は以下のグラフのとおりとなっており、火葬需要が火葬能力を上回る状況が続いていくことが見込まれます。これまでも火葬枠を増やすため、市営斎場の運用面で様々な工夫をしてきましたが、それだけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは難しく、さらなる火葬待ち日数の長期化も懸念されます。</p> <p>新たに斎場を整備することで、本市として増え続ける火葬需要に対応し、将来にわたる火葬の安定供給を確保することができます。</p> <p>※統計上、年間で死亡者数が最も多くなる1月の死亡者数推計(=火葬需要)と、市営斎場の火葬可能件数(=火葬能力)で比較しています</p>
<p>環境への配慮</p>	<p>また、方面別に市営斎場を整備することで、市内各地域から最寄りの市営斎場への利便性が向上するとともに、災害時の被害リスクの分散化を図ることができます。</p> <p>環境へ与える影響を調査するため、令和元年度から2年度にかけて、自主的な環境影響評価を実施しています。この結果も踏まえながら、設計の段階で、環境負荷の低減などを検討していきます。</p> <p>また、排ガス、臭気、騒音、振動等について、適切な環境保全基準を満たすため、最新技術を採用した火葬炉設備の導入を図ります。</p>
<p>地域の状況等</p>	<p>斎場の整備には、地域の方々(市民、周辺企業等)の理解と協力をいただくことが重要だと考えています。</p> <p>そのため、事業の進捗に応じて、説明会の開催や広報紙「整備通信」を発行するなど、地域の方々に対して説明を行い、ご意見を伺いました。</p> <p>今後も同様に、丁寧に対応していきます。</p>

	<p><b>【事業に関する説明会】</b></p> <p>第1回:平成 30 年3月 17 日(土)、23 日(金)  第2回:平成 31 年3月 22 日(金)、23 日(土)  第3回:令和2年1月 31 日(金)、2月1日(土)</p> <p><b>【広報紙「整備通信」の発行】</b></p> <p>第1号:平成 30 年7月発行  第2号:令和元年5月発行  第3号:令和2年3月発行(予定)</p>
事業手法	公共発注方式
添付資料	別紙1 横浜市では増え続ける火葬需要にお応えするため鶴見区に新しい斎場を整備します(平成 30 年3月) 別紙2 横浜市中期4か年計画 2018～2021(平成 30 年 10 月)(抜粋) 別紙3 横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プラン(令和2年1月)(抜粋) 別紙4 令和元年 12 月 13 日健康福祉・医療委員会報告資料(東部方面斎場(仮称)整備事業の検討状況について(中間報告)) 別紙5 平成 30 年 12 月 12 日健康福祉・医療委員会報告資料(東部方面斎場(仮称)整備事業の検討状況について(中間報告))
担当部署	健康福祉局 健康安全部 環境施設課 (TEL : 671-2450)





## 横浜市では増え続ける火葬需要にお応えするため 鶴見区に新しい斎場を整備します

横浜市では、超高齢社会の到来により、火葬需要も増え続けていくことが見込まれています。

これまで、全ての火葬枠を市民優先として、早めに予約できるようにしたほか、従来、休館していた日もご利用いただける斎場を増やし、火葬枠を拡大するなど、斎場の運営面で様々な工夫を行ってまいりましたが、それだけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは難しい状況です。

そこで、横浜市の将来を見据えて、鶴見区大黒町で新たな斎場＝東部方面斎場（仮称）を整備することにいたしましたので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 市内斎場の配置図



### 2 市内斎場の現状

#### (1) 市内斎場の火葬実績

市内斎場の火葬件数は年々増加しており、過去5年間で約2,500件増えています。（単位：件）

年度	市営斎場 合計	久保山斎場	南部斎場	北部斎場	戸塚斎場	民営西寺尾 火葬場	合計
平成24年度	26,965	8,186	5,992	8,317	4,470	2,193	29,158
平成25年度	27,448	8,251	5,703	8,820	4,674	2,144	29,592
平成26年度	28,927	8,842	6,068	9,282	4,735	2,129	31,056
平成27年度	29,053	8,805	6,233	9,319	4,696	2,112	31,165
平成28年度	29,399	8,985	6,296	9,395	4,723	2,282	31,681

## (2) 市営斎場の火葬待ち日数

平成28年度の火葬待ち日数は、約4日でした。火葬件数の増加に伴い、年々長くなっています。なお、昼前後の時間帯は、火葬を希望されるご遺族が多いため、その時間帯については、火葬待ち日数が平均日数より長くなる傾向にあります。

年 度	久保山斎場	南部斎場	北部斎場	戸塚斎場	平 均
平成26年度	4.01 日	3.31 日	3.78 日	3.54 日	<b>3.71 日</b>
平成27年度	4.26 日	3.56 日	3.74 日	3.88 日	<b>3.88 日</b>
平成28年度	4.39 日	3.67 日	3.90 日	4.03 日	<b>4.01 日</b>

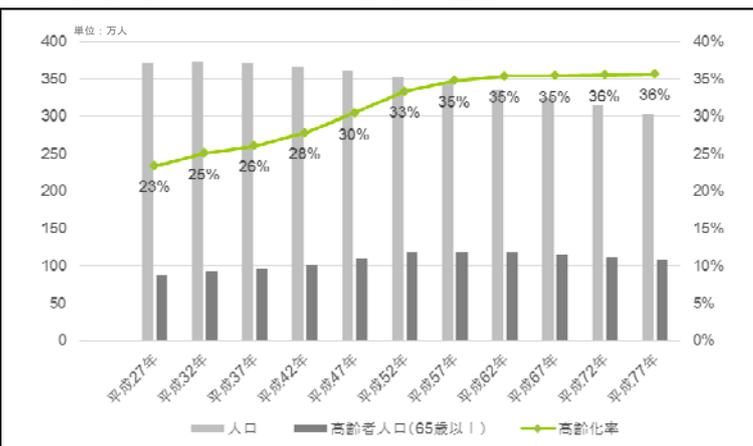
## 3 火葬需要の推計

### (1) 横浜市の人口・高齢化率・死亡数の推計

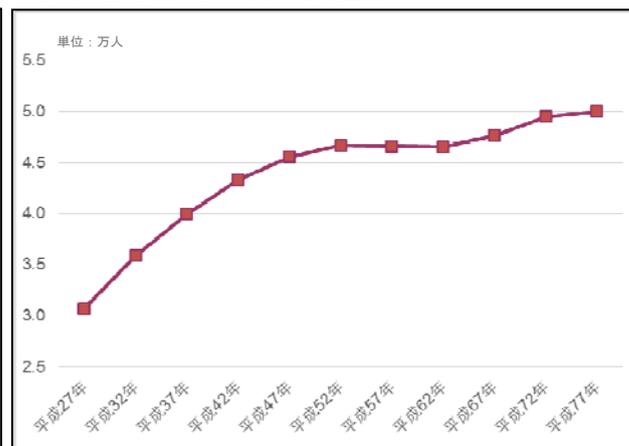
横浜市の人口は、今後、平成31年（約373万4千人）をピークとして減少傾向となり、平成54年には350万人を下回ると推計されています。一方、65歳以上の高齢者人口は平成32年以降も増加傾向であり、平成41年には100万人を超える見込みです。【図1】

死亡数も年々増加傾向にあり、平成31年には年間死亡数が3万5千人を上回ると見込まれています。その後若干の増減を経て、平成77年には5万人を超えるると推計されています。【図2】

【図1】横浜市の人口・高齢化率推計



【図2】横浜市の死亡数推計



### (2) 火葬需要の推計と不足する火葬炉数

死亡数は、統計上、年間で1月が最も多くなります。そこで、各年度1月の死亡数推計と既存の市営斎場で火葬可能な件数の差から、火葬需給を推計しました。その結果、今後も増え続ける火葬需要に対応するためには、火葬炉数を増やす必要があると考えました。

年 度	1年間で最も死亡数が多くなる1月		火葬需給 (b-a)	不足する炉数
	死亡数 (a)	既存市営斎場の火葬可能件数 (b)		
平成37年度	4,377 人	3,456 件 ※	▲ 921 件	<b>9.7 炉</b>
平成42年度	4,717 人		▲1,261 件	<b>13.3 炉</b>
平成47年度	4,936 人		▲1,480 件	<b>15.7 炉</b>

※ 西寺尾火葬場は民営であるため、将来にわたる安定的な火葬の提供を横浜市が担保することや、横浜市が主体的に火葬枠を拡大することは困難であるため、市営斎場のみで検討しました。

### (3) 東部方面斎場（仮称）に整備する炉数の考え方

東部方面斎場（仮称）の火葬炉数の設定にあたっては、供用開始から10年後の火葬需要に対しても、安定的な火葬の提供ができることを目標とします。

## 4 既存市営斎場の活用

既存の市営斎場には、建設時の経緯や現在の周辺状況など、各斎場が置かれている様々な事情があります。また、市営斎場を増築するには、斎場を運営しながらの工事になることから、騒音や振動に配慮が必要のため、工事期間が長くなることが見込まれます。

喫緊の課題である火葬需要の増加に対応するためには、新たな斎場の整備が必要であると考えました。

## 5 東部方面斎場（仮称）の必要性

### (1) 高齢者人口の増加数

平成52年における、区別の高齢者人口の増加数推計値（対平成27年比）は、高齢化の進展に伴い、全ての区で増加する見込みですが、特に、北部及び東部方面（青葉区、港北区、都筑区、鶴見区及び神奈川区の順）で高齢者人口の増加が著しい見込みです。【図3】

### (2) 東部方面における市営斎場の利便性向上

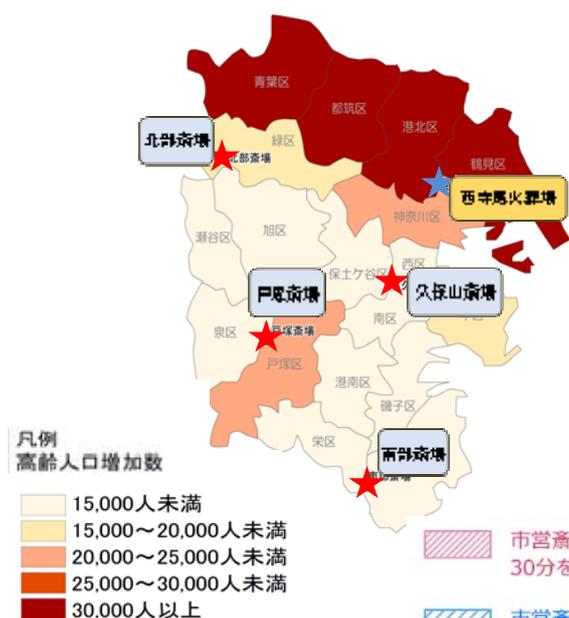
市内の各地域から最寄りの各市営斎場への所要時間が30分を超える地域は、市内の東部及び北部方面（鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区及び青葉区）に集中しています。【図4】

### (3) 災害時の被害リスクの分散化

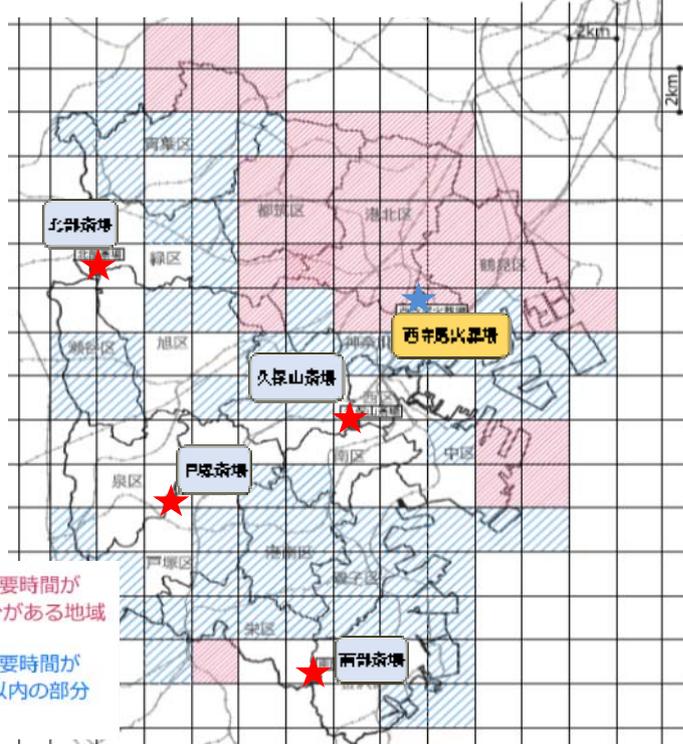
方面別に市営斎場を整備することで、災害時の被害リスクが分散され、災害時の火葬需要にも対応できます。

北部方面には、市営北部斎場がありますが、東部方面には市営斎場がありません。これらの状況を総合的に勘案し、喫緊の課題である火葬需要の増加に対応するためには、新たな斎場を整備する地域としては、市内の東部方面が最も適切であると考えました。

【図3】 高齢者人口の増加数  
（平成27年から平成52年の増加数）



【図4】 各市営斎場までの所要時間



## 6 東部方面斎場（仮称）の整備用地の選定

### (1) 具体的な整備炉数

北部斎場の整備では、計画地の公表から供用開始まで約10年を要しましたが、東部方面斎場（仮称）の供用開始は、喫緊の課題である火葬需要の増加に対応するためスピード感を持って取り組み、最短で平成37年度を想定しています。

供用開始から10年後である平成47年度に不足する火葬炉数は、前出のとおり約15炉です。そこで本炉を15炉とし、火葬炉のメンテナンス時及び故障時への対応や平成47年度以降も増え続けていく火葬需要も考慮し、予備炉1炉も整備します。【本炉15炉＋予備炉1炉＝計16炉】

### (2) 整備用地の選定

ア 東部方面で、火葬炉数16炉を整備できる用地として、次の3か所を抽出しました。なお、火葬炉16炉に必要な床面積は、7,000㎡以上と試算しました。

	所在	現況	面積（㎡）	利用予定	備考
①	鶴見区 大黒町18-18	鶴見区 スポーツ広場	8,838.97	なし	暫定利用中
②	鶴見区 末広町1-6-8	北部第二 水再生センター	371,400.00	下水処理施設、 汚泥処理施設 の更新予定地	面積は都市計画決定の面積。その内、空地は25,000㎡程度。北部汚泥資源化センター敷地内の保管庫で、学校及び保育園に保管していた指定廃棄物等を一時保管中
③	鶴見区 末広町1-15-2	高齢者保養研修 施設 ふれーゆ	17,215.00	第2期工事 予定地	第2期工事予定地は約6,000㎡程度

### 【位置図】



イ ②及び③の用地について、敷地面積以外の条件を確認したところ、次の理由により斎場を整備することは出来ないと判断しました。

②北部第二水再生センター

下水道施設の再構築に不可欠な更新事業用地であり、斎場を先行して整備すると将来の下水処理施設の更新計画に制約が生じ、下水処理場として都市計画決定をした本来の用途に支障をきたすこととなります。

③高齢者保養研修施設 ふれーゆ

高齢者保養研修施設第2期整備の計画用地であるため、斎場を整備することは出来ません。

ウ ①の用地について、次の視点から整備用地としての適性を確認しました。

- 【視点】
- ・敷地条件（整備のしやすさ：平坦か、大規模な造成の必要がないか）
  - ・災害リスク（地震、津波など）
  - ・周辺環境（厳粛性・静寂性の確保など）
  - ・利用計画（今後の利用計画など）

視 点	① 鶴見区大黒町 18-18
敷地条件	平坦で大規模な造成も必要なく、十分な接道もあり、想定規模の建物を整備可能である。
災害リスク	大規模地震時の津波想定区域及び液状化する可能性がある区域となっているが、それぞれ対策を行うことは可能である。
震 度	震度6強
液状化	液状化する可能性がある。(5<PL≤15)
津 波	1.0m以上～2.0m未満
周辺環境	<p>(厳粛性・静寂性の確保)</p> <p>周辺は物流倉庫、工場が立地しており、厳粛性・静寂性の確保に一定の工夫が必要であるが、今後の設計において、周囲の喧騒を遮断する建物配置を工夫することで静粛な空間の創出を図ることが可能である。</p> <p>(環境への配慮)</p> <p>火葬炉には最新の公害防止設備を備え、無煙、無臭化を図るとともに、可能な範囲で緑化を進めるなど、環境へ与える負荷の軽減は可能である。</p>
利用計画	現在、スポーツ広場として暫定利用中であるが、横浜市として今後の利用計画はない。

## 7 整備用地の概要

所 在	現 況	面 積	都市計画等による制限
鶴見区 大黒町 18-18	暫定利用中 (鶴見区 スポーツ広場)	8,838.97 m <sup>2</sup>	区域区分：市街化区域 用途地域：工業専用地域 建ぺい率： 60% 容積率：200% 防火地域：防火指定なし 臨港地区：横浜港臨港地区 駐車場条例：周辺地区又は自動車ふくそう地区

## 8 東部方面斎場（仮称）の施設概要（予定）

建物規模は、今後、設計の中で検討していきます。斎場には、次の機能を整備する予定です。

- ・火葬炉 16炉（予備炉 1 炉を含む）
- ・告別、収骨スペース
- ・休憩室
- ・駐車場
- ・事務室
- ・売店 ※通夜、告別式のできる葬祭ホールの設置は、今後、検討

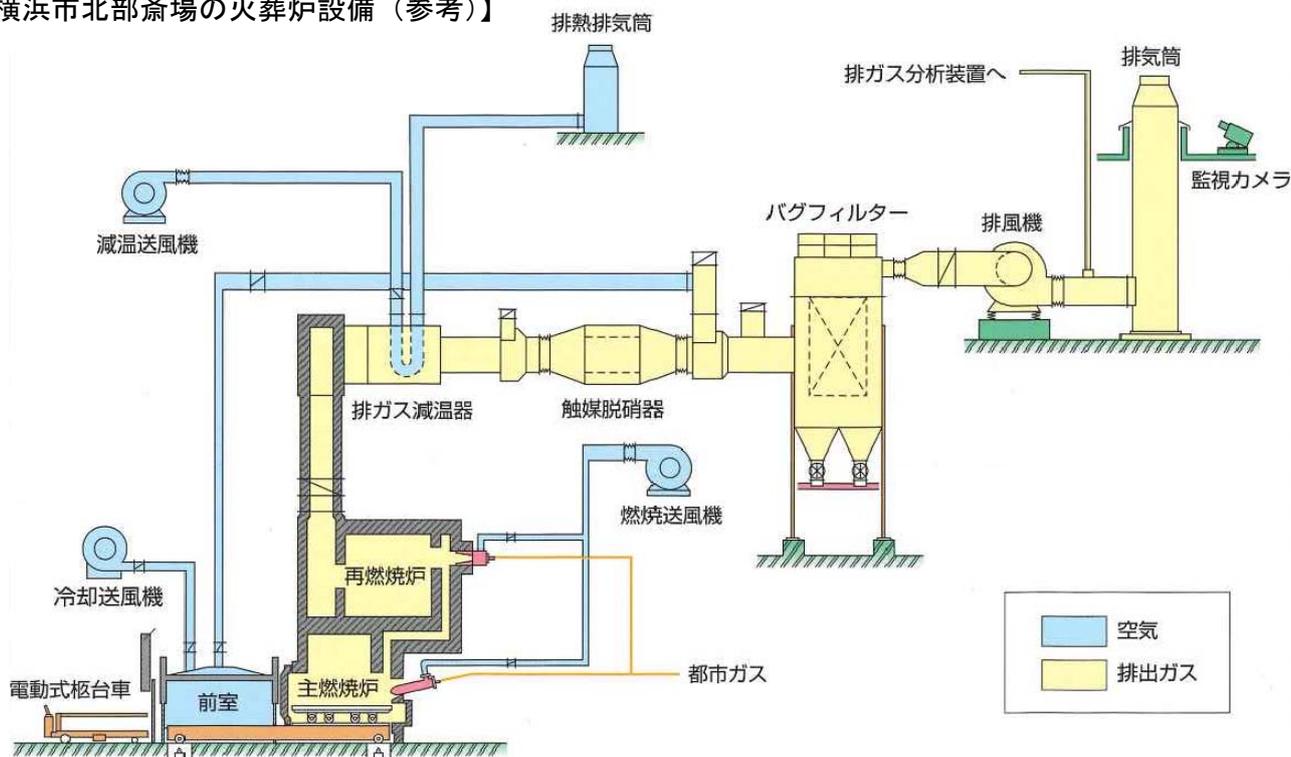
## 9 大気環境を保全するための設備（予定）

環境対策として、火葬炉には、最新の公害防止設備を導入します。

現在、稼働している市営斎場では、煙や臭いが発生しないよう、ご遺体を燃焼した後の空気（未燃焼ガスと臭気成分）を再燃焼炉で再び燃焼することで、無煙、無臭化を図っています。

さらに、再燃焼炉からの排出ガスを集じん設備（バグフィルター）に通し、「ばいじん」を除去した後に、煙突から排出しています。

### 【横浜市北部斎場の火葬炉設備（参考）】



## 10 今後のスケジュール（予定）

年度	内容
平成30年度	基本計画の策定、整備手法の検討 等
平成31年度 ～ 36年度	測量、地質調査、火葬炉検討、都市計画手続き、基本設計、実施設計、土木工事、建築工事 等
平成37年度	供用開始

現時点での想定スケジュールです。整備手法によっては、変更になる場合があります。

## 11 問合せ先

横浜市健康福祉局 健康安全部 環境施設課 TEL：045-671-2450 FAX：045-664-6753  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎7階（704号室）

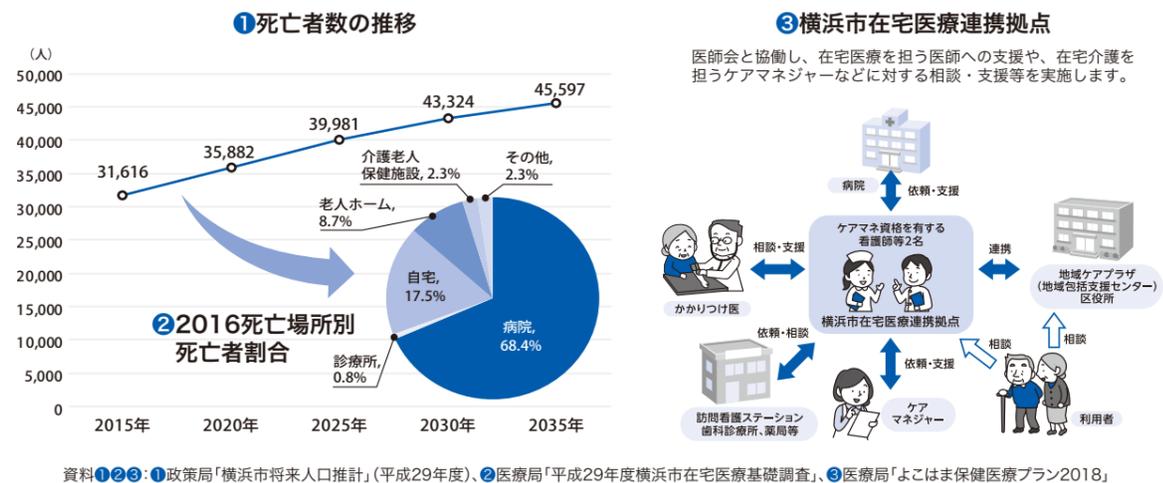
# 地域で最後まで安心して暮らせる 在宅医療・介護連携等の推進

## ◆ 政策の目標・方向性

- 医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、在宅医療連携拠点を軸とした**医療介護連携の強化**と、人材の確保・育成等の**在宅医療提供体制の構築**を推進します。
- 医療・介護・保健福祉の**多職種連携**を進め、状況に合わせたきめ細かい支援に取り組みます。
- 市民一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、**本人による自己決定を支援するための取組**を進めます。
- 在宅医療や人生の最終段階（看取り等）に係る**市民理解の促進のための普及・啓発**を進めます。
- 火葬や墓地の需要に対応するために、**新たな斎場の整備**や**市営墓地の整備**を進めます。

## ◆ 現状と課題

- 市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、医師会等と協力して**在宅医療連携拠点を全区に設置**しました。
- 内閣府の調査※によると高齢者の二人に一人が「自宅で最期を迎えること」を希望しており、その希望に添えるよう、在宅医療・介護の提供体制を整えることが求められています。
- 市民・専門職ともに、在宅医療のことや人生の最終段階の医療について学び、さらに**理解を深めるための場づくり**が必要です。
- 在宅医療連携拠点と医療機関や地域ケアプラザ、関係団体との連携を進めていますが、高齢者一人ひとりの多様なニーズに応じて、**多職種が連携した一体的なケアの提供を実現**していくため、在宅医療のさらなる充実が必要です。また、医療の発展等を背景に在宅医療が必要な小児等が増加している中、小児の在宅医療を担う医師や訪問看護師を増やしていくことや、医師の確保や負担を軽減するためのシステムづくりを進めるなど、**医師が在宅医療に取り組む環境の整備**が急務となっています。
- 市民が人生の最終段階において、「在宅で医療・介護サービスを受けながら、最後まで安心して過ごす」ことを選択肢の一つとしてイメージすることができるよう**情報発信**が必要です。
- 超高齢社会の到来による死亡者数増加を踏まえ、新たな斎場や墓地を整備する必要があります。**



※ 内閣府「平成24年度高齢者の健康に関する意識調査」  
「万一、あなたが治る見込みがない病気になった場合、最期はどこで迎えたいですか。」自宅54.6%

## ● 指標

指標	直近の現状値	目標値(33年度末)	所管
1 在宅看取り率※ <sup>1</sup>	21.5% (28年)	27.0% (32年)	医療局
2 退院調整※ <sup>2</sup> 実施率	73.3% (29年度)	78%	医療局

※<sup>1</sup> 在宅看取り率：総死亡者数のうち、在宅（自宅、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等）において、かかりつけ医等に看取られた市民の割合  
 ※<sup>2</sup> 退院調整：介護保険を利用している患者が居宅への退院準備をする際に、病院からケアマネジャーに引き継ぐこと

## ● 主な施策(事業)

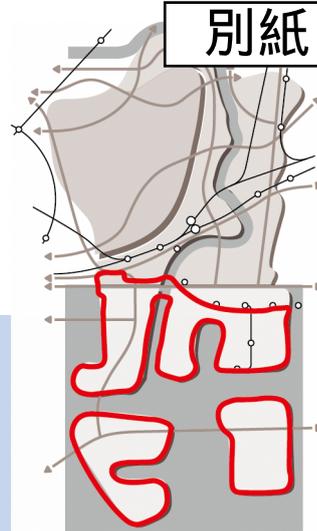
1	在宅医療提供体制の充実・強化	所管	医療局、区
想定事業量	在宅医療連携拠点等での多職種連携事業実施回数 1,550回(4か年) 【直近の現状値】29年度：360回/年	計画上の見込額	16億円

2	多職種(医療・介護・保健福祉)の連携強化	所管	健康福祉局、医療局、区
想定事業量	地域ケア会議開催回数 745回/年 【直近の現状値】29年度：598回/年	計画上の見込額	15億円

3	【新規】本人による自己決定支援	所管	健康福祉局、区
想定事業量	エンディングノート活用のための講座開催 全区で実施 【直近の現状値】29年度：-	計画上の見込額	0.4億円

4	在宅医療や看取り等にかかる市民理解の促進	所管	医療局、健康福祉局、区
想定事業量	市民啓発講演会や在宅医療サロン等の開催 ①開催数 420回(4か年) ②参加者数 13,400人(4か年) 【直近の現状値】29年度：①51回/年 ②4,421人/年	計画上の見込額	16億円

5	新たな斎場及び市営墓地の整備	所管	健康福祉局
想定事業量	①舞岡地区新墓園 供用開始 ②東部方面斎場(仮称) 設計完了 【直近の現状値】29年度：①実施設計 ②基本調査	計画上の見込額	57億円



## 7 臨海部

### 現況と課題

海のまち（京浜臨海部）は、京浜工業地帯の中核として発展してきましたが、産業のグローバル化、生産機能の集約化及び産業構造の変化に伴い、その機能や役割も変わりつつあります。

既存の産業集積を活用し、基礎的な研究から商品開発等が総合的に行われる研究開発拠点として整備が進み、医薬品・医療機器産業を活性化させ、経済成長とライフイノベーションの実現に向けた取組が推進されています。末広地区では京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の指定区域にも位置付けられました。

海のまちは大部分が企業の所有地で、就業の場であるものの、区民にとっては、身近な地域とは言えませんでした。しかし、「京浜の森づくり」により、環境経営に積極的な企業では、ビオトープづくりや緑地の公開などに取り組んでおり、これらの緑地の活用や環境活動を推進するとともに、ほかの緑や水辺を相互につなぐネットワークが求められます。

### 目標1 新たな産業空間としての再整備を進める（活力）

#### ア 産業空間の機能強化・再整備

- 既存産業の高度化や新産業の創出に貢献できる新しい研究開発機能の集積を進め、産業拠点としての充実を図ります。
- 関連業務機能の立地環境や従業者の暮らしの環境の充実を図るとともに、鶴見駅周辺の主要な生活拠点としての機能強化や、既成市街地の再整備と連携します。
- 京浜臨海部では、地域ごとに異なる産業集積やまちづくりの視点を踏まえ、本市とその他行政（川崎市等）及び企業を含めたエリアマネジメント体制による公民連携の取組を推進します。

#### イ 産業インフラの整備

- 産業拠点形成のために、広域的交通インフラ（鉄道や道路等）の整備や既存路線の再編を検討します。朝晩の通勤環境の改善のため、鶴見線の需要に対応した輸送力強化を図ります。また、国道357号線のベイブリッジから川崎・東京方面への延伸については、市及び首都圏の幹線道路ネットワークを形成する上で重要な路線であり、周辺地域の交通の円滑化にも寄与することから長期的な視点で検討します。
- 臨海部と既成市街地を連絡する交通軸線となる道路（生麦・大黒軸、鶴見・末広軸）は、重要な交通インフラであるとともに、防災上も重要な役割を果たす道路であるため、周辺環境に合わせた整備を進めます。また、新たな産業立地や土地利用の転換等に伴う面整備に併せて、幹線道路へのアクセス道路の整備を一体的に検討します。

## 目標2 区民・事業者に開かれた地域としての活用を図る（土地利用・交通・魅力）

### ア 区民の生活と産業活動の調和

- 産業拠点である海のまちを、区民の豊かで潤いのある生活に身近な空間として位置付け、海辺の環境を生かした空間整備や、区民が気軽に行きやすい交通環境を整えます。また、就業環境の改善を図るとともに、学校をはじめ区民と交流する開かれた企業活動の促進を図ります。

### イ 区民に開かれた地域としての活用

- 朝晩の通勤環境の改善のため、鶴見線の需要に対応した輸送力強化や鶴見川を利用した水上交通の導入など、川のまちや丘のまちとの連携を強化するための交通基盤の整備を進めます。
- 鶴見川河口部では、親水性を高め、潤いのある水辺のプロムナードを整備します。また、海のまちの土地利用の再編が行われる場合は、水際線をできるだけ開放し、水辺に近づいて景観を楽しめるような空間の確保に努めます。
- 末広町の横浜サイエンスフロンティア周辺地区では、来街者が利用しやすいように、歩行者や自転車利用者が安心して移動でき、地区内を回遊できるような環境を整備します。
- 高速横浜環状北線・岸谷生麦線高架下緑地は、工業地帯に存在する貴重な緑として、区民の憩いの場となるよう、民間企業との協働により緑地を維持、保全していきます。

### ウ 広域的課題への対応

- 大黒町において東部方面斎場（仮称）を整備し、増え続ける火葬需要に対応します。
- 大型客船の受入機能の充実を図り、クルーズ旅客の区内の滞在環境整備を進めます。



臨海部の様子

## 目標3 海に開かれた臨海地域の資質を生かし、地域のイメージアップを図る(環境・防災)

### ア 環境に配慮した地域環境の形成

- 再生可能エネルギーの利用促進や、地域におけるエネルギー効率化の推進などにより、温室効果ガスの削減を推進します。
- 生物多様性に配慮した豊かな環境の産業拠点づくりに向け、地域の緑や海に開かれた水際空間などの魅力を生かした地域環境を形成します。

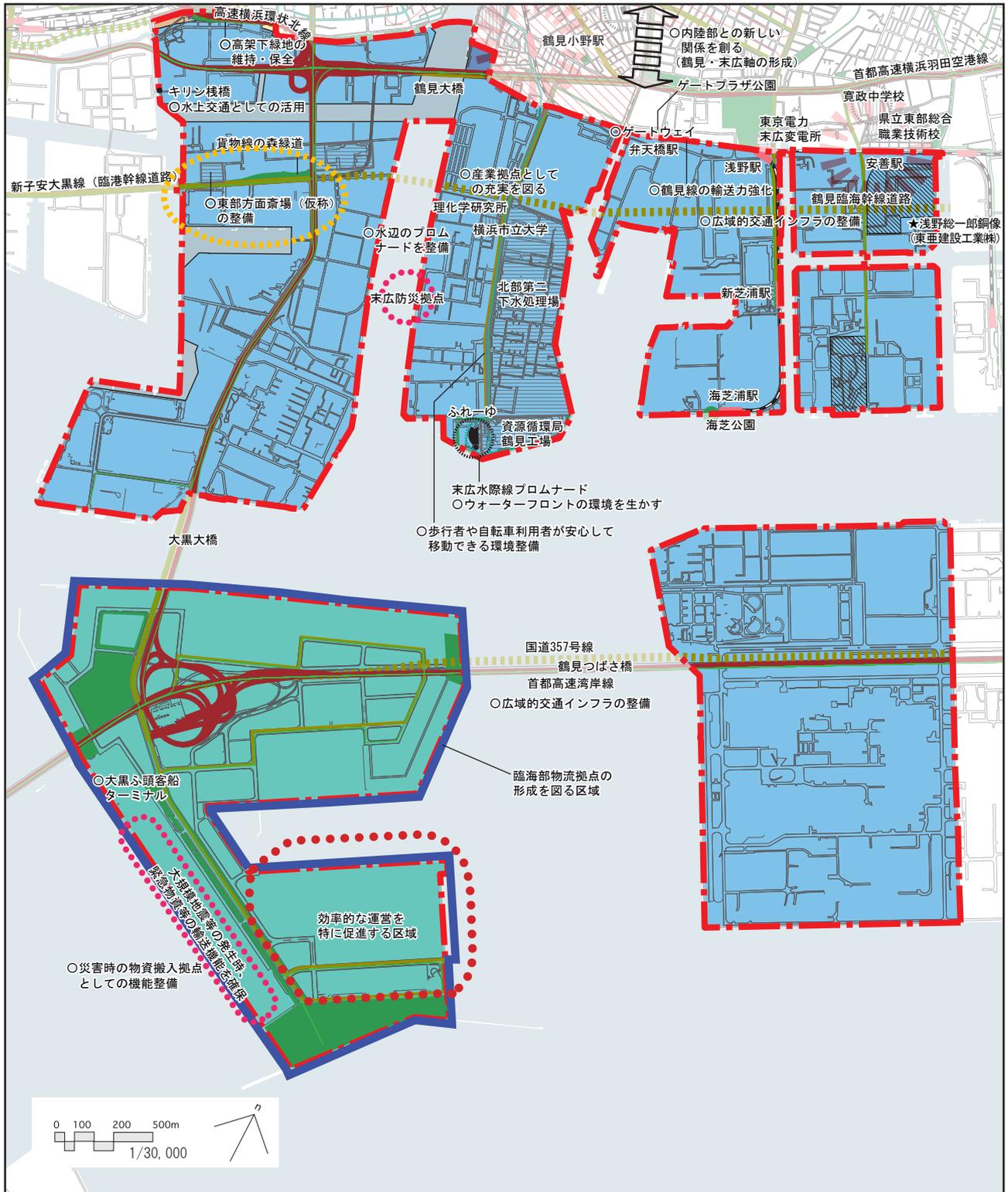
### イ 安全・快適な地域づくり

- 工場等の建物及び設備、護岸等の港湾施設、道路・橋りょうなど各種構造物において、耐震性の強化・不燃化を図り、人的被害の軽減と避難経路の確保に努めます。
- 海岸保全基本計画に基づく海岸保全施設(護岸等)の整備、地盤のかさ上げ、津波避難施設の整備等を行います。また、災害時の物資搬入拠点としての機能強化を図ります。
- 末広町地区は、生産機能の高度化等や研究開発機能等の集積を進めるとともに、インダストリアルエンターテイメントの機能を備えた地域を形成します。
- 大黒町地区は、生産機能の高度化・効率化や、ロジスティクス機能の強化を図ります。
- 大黒ふ頭地区は、物流機能の効率化・高度化等を進めます。



大黒ふ頭客船ターミナルの様子

図 5-8 臨海部地域の方針図



- |            |             |                  |           |
|------------|-------------|------------------|-----------|
| 幹線道路 (既存)  | 散歩道         | 学校等              | 沿道市街地 A   |
| 幹線道路 (計画等) | 歴史的資源       | 主な都市施設 (道路を除く)   | 住工共存地 B   |
| 地域道路 (既存)  | 地域施設 (活動拠点) | 公園・緑地等           | 臨海研究業務工業地 |
| 高速道路       | 商店街         | 水面               | 臨海流通業務地   |
| 鉄道・駅       | 商店街         | 地震火災対策方針における対策地域 | 米軍施設      |
| バス路線       | 防災到着場       |                  |           |
| 自転車道 (既存)  |             |                  |           |
| 自転車道 (計画)  |             |                  |           |
| 地域区分       |             |                  |           |
| 町丁目界       |             |                  |           |

東部方面斎場（仮称）整備事業の検討状況について（中間報告）

健康福祉・医療委員会資料  
令和元年 12 月 13 日  
健康福祉局

＜中間報告のポイント＞

1 計画地の一部形状変更について

東部方面斎場（仮称）は、市有地（鶴見区大黒町）で整備する計画でしたが、次の理由により計画地の形状を一部変更します。

- (1) 斎場利用者の安全性・利便性の向上を図るため、「隣接する貨物線の跡地」と「隣接企業の駐車場」を斎場計画地に取り込み、斎場へのアクセスルートを複数確保します。
- (2) 周辺交通への影響を軽減（路上駐車防止対策）するため、貨物線の跡地を活用します。

2 整備の基本的な考え方について

斎場の設計にあたっては、「機能的な施設計画」「厳肅性・静寂性の確保」「環境への配慮」「災害対策」「維持・管理への配慮」の5つを基本的な考え方とします。

3 整備について

(1) 整備の基本的な考え方

ア 機能的な施設計画

葬送行為の流れや施設内の各機能のつながりを踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者を含む全ての利用者が安全かつ円滑に利用することができ、斎場全体の動線の効率化を考慮した施設計画とします。

イ 厳肅性・静寂性の確保

周囲の喧騒を遮断するよう建物配置を工夫し、静粛な空間の創出を図ります。また、葬送行為の個別性を高めるため火葬炉前の空間を一つ一つ独立させる等、故人との最後のお別れの場として厳肅かつ静寂な空間とします。

ウ 環境への配慮

排ガス、臭気、騒音、振動等について適切な環境保全基準を満たすため、最新技術を採用した火葬炉設備の導入を図ります。計画地周辺の土地利用計画を踏まえた緑化や、再生可能エネルギーの利用や設備システムの効率化等による環境への負荷低減を図ります。

エ 災害対策

計画地は、横浜市地震被害想定調査による津波浸水想定において 1.0m以上 2.0m未満の浸水が想定されています。そこで、津波発生時には、斎場利用者のほか計画地周辺の方々の津波避難施設として活用できるように、斎場外部から屋上へアクセス可能な外部階段を設けます。また、災害時も火葬機能を維持できるように、火葬炉、受変電設備、非常用発電設備等については、想定される浸水深以上である建物の2階以上に設置する等の措置を講じます。

オ 維持・管理への配慮

年間を通じて稼働するため、日常の運営、維持・管理がしやすい施設計画とします。火葬炉をはじめとする設備機器のメンテナンスや更新に際し、施設の稼働を止めることなく対応できるように、各設備計画や管理動線に配慮します。

(2) 主な機能の整備方針

ア 火葬部門（火葬機能・待合機能）

火葬炉前の告別、収骨を行うスペースは、個別性の高い空間とするため、1炉に対して1室整備します。また、ご遺体を一時的にお預かりする霊安室は、約10体を安置できるものとし、面会所も設置します。火葬の間、ご遺族・会葬者が休憩する場所として、40人が利用できる待合室を1炉に対して1室整備します。あわせて、待合ロビーや売店・喫茶機能のほか、乳幼児連れ利用者に配慮し、授乳室やキッズスペース等を設けます。

イ 葬祭部門

通夜・告別式等を執り行う葬儀式場は、葬儀の小規模化傾向を踏まえ、約50人用の規模で2～3室整備します。なお、多様な規模の葬儀に対応するため、2室をあわせて一体的に使用することも可能とします。

ウ 駐車場等

十分な台数として150台以上の駐車場を確保するとともに、敷地内にタクシー乗り場を整備します。火葬部門の車寄せは火葬炉のある2階に設け、複数車両が同時に停車できるよう、十分なスペースを整備し、安全性を確保します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年度	1月～説明会(①計画地の一部形状変更、②整備の基本的な考え方)開催 横浜市公共事業評価委員会
令和2～4年度	設計者選定手続き、基本設計、実施設計、土木工事
令和5～7年度	建築工事、火葬炉設備工事等
令和7年度	供用開始

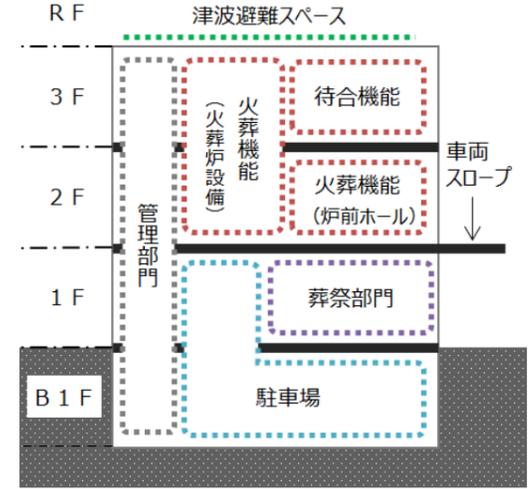


図 断面イメージ

1 整備概要

所 在	鶴見区大黒町 18-18 ほか	面 積	約 11,000 m <sup>2</sup>
用 途 地 域	工業専用地域	建 蔽 率 / 容 積 率	60% (緩和適用により 70%) / 200%
臨 港 地 区	横浜港臨港地区	現 況	鶴見区スポーツ広場(暫定利用中)ほか
整 備 費	約 180 億 (用地費含む)		
整備諸室等(想定)			
規 模	延床面積 約 20,000 m <sup>2</sup> 地上 3 階地下 1 階		
火 葬 炉 設 備	16 炉 (内予備 1 炉) 1 炉に対し 1 排気系統		
炉 前 ホ ー ル	16 室 (告別、収骨室兼ねる)	霊 安 室	約 10 体を安置 面会所も設置
待 合 機 能	待合室 16 室 (40 人用)、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース		
葬 儀 式 場	2～3 室 (約 50 席)	駐 車 場	150 台以上

2 計画地の一部形状変更 ※別添、参考資料をご参照下さい。

本市の将来を見据えた長期的な視点に立った斎場整備を進めるため、次の理由から、「隣接する貨物線の跡地」を環境創造局から健康福祉局に所管換するとともに、「隣接する貨物線の跡地と斎場用地の間にある「隣接企業の駐車場」を土地等価交換により取得します。

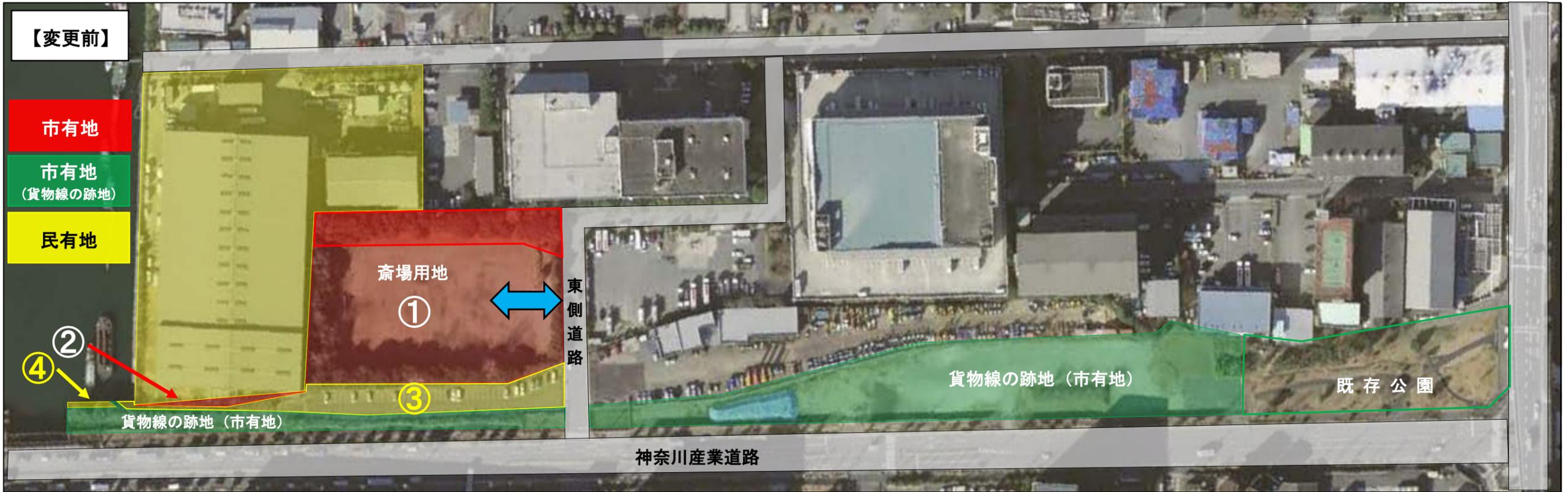
(1) 斎場利用者の安全性・利便性の向上

変更前は、斎場へのアクセスルートは一方のみ(青色矢印)でしたが、変更後は、二方向(青色矢印)を設けることができます。これにより、斎場利用車両の分散化を図ることで東側道路を通行する大型車両との交錯が減り、より一層、安全性が向上するとともに、斎場利用者の利便性も向上します。

(2) 周辺交通への影響軽減

斎場敷地内の駐車場は、十分な台数を確保しますが、大規模な葬儀が行われ、万一、会葬者による駐車待ちや路上駐車が発生すると、周辺交通へ大きな影響を与える恐れがあります。そこで、環境創造局が緑道として整備する予定であった貨物線の跡地を健康福祉局に所管換し、斎場利用者の駐車場を設けることで、周辺交通に与える影響を軽減します。なお、所管換を受けた土地については、斎場と一体的となる緑地として、既存公園との連続性を考慮した整備を行います。

東部方面斎場（仮称）計画地の一部形状変更のイメージ



《所管換の概要》 環境創造局が緑道として整備する予定であった「貨物線の跡地」を健康福祉局に所管換し、「斎場用地」とします。

《土地交換の概要》 市有地（①の一部 + ②）を民有地（③ + ④）と等価交換します。



所管換の範囲は調整中です。

## 東部方面斎場（仮称）整備事業の検討状況について（中間報告）

超高齢社会の到来による、増え続ける火葬需要への対応は喫緊の課題です。

そこで、将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めています。

今年度は、事業手法の検討を進めていますので、検討状況について中間報告します。

## ＜中間報告のポイント＞

- ・ 増え続ける火葬需要への対応 については、従来型公共発注の方が、早期からの市民等との対話と、様々な段階で柔軟な対応が可能であり、目標の平成 37 年度中の供用開始に向けて着実に整備を進められます。
  - ・ 財政負担 については、従来型公共発注でも市債を活用した一定程度の支出の平準化が可能です。PFI 方式の場合は、コスト低減及び支出の平準化のメリットが認められます。
  - ・ 市内経済の活性化 については、従来型公共発注の方が、市内企業の参入機会を確実に担保できるメリットがあります。
- 以上の点を総合的に判断した結果、従来型公共発注の方が今回採用すべき手法であると考えています。

## 1 整備の概要

所 在	鶴見区大黒町18-18(市有地)	面 積	8,838.97 m <sup>2</sup>
用 途 地 域	工業専用地域	建ぺい率/容積率	60% / 200%
臨 港 地 区	横浜港臨港地区(商港区)	現 況	暫定利用中(鶴見区スポーツ広場)
規模(想定)※	延床面積 約 20,000 m <sup>2</sup>	整 備 費	約 180 億円(用地費含む)
整 備 諸 室	火葬炉 16 炉(予備炉 1 炉含む)、告別・収骨スペース、休憩室、駐車場、事務室、売店。なお、葬祭ホール、遺体安置室については整備する方向で検討を進めています。		

※規模については、現時点での想定となりますので、今後の設計作業で変更となる場合があります。

## 2 事業手法検討の基本的な視点

事業手法について、次の3つの視点から検討を行いました。

## (1) 増え続ける火葬需要への対応

増え続ける火葬需要に対応するため、早期の斎場整備が必要

## (2) 財政負担の低減

厳しい財政状況を踏まえた財政負担の低減や支出の平準化

## (3) 市内経済の活性化

横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた市内経済の活性化

### 3 事業手法の検討結果

	従来型公共発注	PFI方式						
増え続ける火葬需要への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期から市民等と対話しながら、設計作業等を進めることが可能。</li> <li>・設計、工事など様々な段階で要望や計画変更に対し柔軟に対応することができ、目標にしている平成37年度の供用開始に向けて、着実に整備を進めることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・順調に進めば、目標にしている平成37年度の供用開始は可能だが、市民要望への対応等の必要が生じ、契約変更を要した場合は、遅れが出る恐れがある。</li> </ul>						
	【◎】	【△】						
財政負担の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状でも斎場の運営（火葬炉運転、建物管理、警備等）は委託化を進めている。</li> <li>・市債の活用（建設費75%充当）により、一定程度の支出の平準化が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計、建設、維持管理、運営を一括して発注するため、コスト低減メリットがある。</li> <li>・市債の活用（建設費75%充当）を含め、整備費総額の支出の平準化が可能。</li> </ul>						
	<b>&lt;算定結果（事業期間18年＝整備3年＋運営15年）&gt; 単位：百万円</b>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従来型公共発注 (a)</th> <th>PFI方式 (b)</th> <th>差額 (a-b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">19,436</td> <td style="text-align: center;">18,802 (VFM※ 3.3%)</td> <td style="text-align: center;">634 (35/年間)</td> </tr> </tbody> </table>		従来型公共発注 (a)	PFI方式 (b)	差額 (a-b)	19,436	18,802 (VFM※ 3.3%)	634 (35/年間)
従来型公共発注 (a)	PFI方式 (b)	差額 (a-b)						
19,436	18,802 (VFM※ 3.3%)	634 (35/年間)						
	※VFM：PFI方式で事業を実施した場合に、従来型と比較して財政負担をどれだけ削減できるか示す数値							
	【◎】	【◎】						
市内経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO対象工事以外（約30%）は、適切な分離、分割発注により、市内企業の参入機会を増加させることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO対象工事となるため、市内企業の参入機会を確実に担保することができない。</li> <li>・これまでのPFI事業では、市内企業の参入機会拡充の工夫・努力はしている。</li> </ul>						
	【◎】	【△】						
総合評価	市内経済活性化や、市民等との対話を通じた着実な整備推進の観点では勝るため、 <u>今回採用すべき手法である</u> と考えています。	財政的なメリットは有るが、市内経済活性化や、市民等との対話を通じた着実な整備推進の観点では劣るため、 <u>今回は採用を見送りたい</u> と考えています。						

### 4 今後のスケジュール（従来型公共発注の場合の予定）

年度	内容
平成31年度	火葬炉調査、基本設計、都市計画手続き
平成32年度	基本設計、経営許可申請手続き、都市計画手続き
平成33年度	実施設計、経営許可申請手続き、都市計画手続き
平成34年度	実施設計、経営許可申請手続き
平成35～37年度	工事、供用開始

## 【比較検討した事業手法】

	従来型公共発注方式	PFI方式 (BTO、サービス購入型)
施設所有権	市	市
事業者の業務	設計、建設、維持管理・運営を分割	設計、建設、維持管理・運営を一括
整備 (設計、建設)	分離・分割発注、仕様発注 財源：市債（75%充当）＋一般財源 支払い：建設時	一括発注、性能発注 財源：市債（75%充当）＋一般財源 支払い：運営期間で分割
維持管理・運営	委託	指定管理者制度（15年）

## 【位置図】



## 【案内図（航空写真）】

